

川崎市教育委員会訓令第3号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落 合 隆

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館（図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。）の項を次のように改める。

図書館	図書館（中原図書館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10：30～19：15		
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10：30～19：15		
			3 12：30～21：15		

別表第2 中

「

小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分（校長）	1 7：30～16：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 7：40～16：25		
		3 8：00～16：45		

」

を

「

小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分（校長）	1 7：30～16：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 7：40～16：25		
		3 8：00～16：45		
時差勤務をしている職員（小学校、中学校、高等学校（全日制）及	4週間を通じ1週間につき38時間45分（学校栄養職及び	1 7：00～15：30	勤務時間の途中において45分	4週間を通じ8日以上（学校栄養職及び学校
		2 7：15～15：45		
		3 7：30～		

び特別支援学校に勤務する教育職員並びに学校栄養職及び学校事務職である職員)	学校事務職である職員にあっては、38時間45分) (校長)	16 : 00		事務職である職員にあっては、日曜日及び土曜日)
		4 7 : 45～ 16 : 15		
		5 8 : 00～ 16 : 30		
		6 8 : 15～ 16 : 45		
		7 8 : 30～ 17 : 00		
		8 8 : 45～ 17 : 15		
		9 9 : 00～ 17 : 30		
		10 9 : 15～ 17 : 45		
		11 9 : 30～ 18 : 00		
		12 9 : 45～ 18 : 15		
		13 10 : 00～ 18 : 30		
時差勤務をしている職員 (高等学校 (定時制) に勤務する教育職員)	4 週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	1 11 : 00～ 19 : 30	勤務時間の途中において45分	4 週間を通じ8日以上
		2 11 : 15～ 19 : 45		
		3 11 : 30～ 20 : 00		
		4 11 : 45～ 20 : 15		
		5 12 : 00～ 20 : 30		
		6 12 : 15～ 20 : 45		
		7 12 : 30～ 21 : 00		
		8 12 : 45～ 21 : 15		
		9 13 : 00～ 21 : 30		
		10 13 : 15～ 21 : 45		
		11 13 : 30～ 22 : 00		
時差勤務をしている職員 (	38時間45分 (校長)	1 7 : 00～ 15 : 45	勤務時間の途中において	日曜日及び土曜日

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員及び給食調理業務に従事する職員並びに高等学校（全日制）に勤務する一般事務職である職員）		2 7：15～ 16：00	て1時間	
		3 7：30～ 16：15		
		4 7：45～ 16：30		
		5 8：00～ 16：45		
		6 8：15～ 17：00		
		7 8：30～ 17：15		
		8 8：45～ 17：30		
		9 9：00～ 17：45		
		10 9：15～ 18：00		
		11 9：30～ 18：15		
		12 9：45～ 18：30		
		13 10：00～ 18：45		
時差勤務をしている職員（高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員）	38時間45分 （校長）	1 11：00～ 19：45	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 11：15～ 20：00		
		3 11：30～ 20：15		
		4 11：45～ 20：30		
		5 12：00～ 20：45		
		6 12：15～ 21：00		
		7 12：30～ 21：15		
		8 12：45～ 21：30		
		9 13：00～ 21：45		
		10 13：15～ 22：00		

に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。